

議第148号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 5 月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条各号列記以外の部分中「, 別表第 1」を「別表第 1」に改め, 「該当する区域」の右に「, 第 4 号に掲げる地区計画の区域にあっては同表淀娯楽・レクリエーション A 地区の項に該当する区域」を加え, 同条に次の 1 号を加える。

(4) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）淀娯楽・レクリエーション地区地区計画

別表第 1 京都競馬場 A 地区の項中「京都競馬場 A 地区」を「淀娯楽・レクリエーション A 地区」に, 「京都競馬場地区地区計画（以下「競馬場地区地区計画」という。）」を「淀娯楽・レクリエーション地区地区計画（以下「淀娯楽・レクリエーション地区地区計画」という。）」に改め, 同表京都競馬場 B 地区の項中「京都競馬場 B 地区」を「淀娯楽・レクリエーション B 地区」に, 「競馬場地区地区計画」を「淀娯楽・レクリエーション地区地区計画」に改める。

別表第 2 京都競馬場 A 地区の項を次のように改める。

淀娯楽・レクリエーションA地区	建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物 法別表第2 (へ) 項各号に掲げる建築物以外の建築物。ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 共同住宅, 寄宿舍又は下宿</p> <p>(3) 前2号の建築物に付属するもの</p> <p>(4) 京都市娯楽・レクリエーション地区内における建築物の制限の緩和に関する条例別表都市計画において淀娯楽・レクリエーション地区第1種地区と定められた区域の項に規定する建築物に付属するもの</p>
	壁面の位置の制限	<p>(1) 敷地境界線 (宇治川の境界線部分に限る。以下この号において同じ。) までの距離の最低限度 3メートル (地階を除く階数が1の建築物であって、次のア及びイのいずれにも該当するものにあつては、1メートル)</p> <p>ア 当該建築物の全部を競馬の実施の用に供するものであること。</p> <p>イ 当該建築物の部分のうち、敷地境界線までの距離が3メートルに満たないものの水平投影の敷地境界線に面する長さと同該建築物以外の建築物の部分のうち、敷地境界線までの距離が3メートルに満たないものの水平投影の敷地境界線に面する長さを合計して得た数値を敷地境界線の長さで除して得た数値が10分の1以下であること。</p> <p>(2) 敷地境界線 (前号に規定するものを除き、地区境界線上のものに限る。) までの距離の最低限度 3メートル。ただし、</p>

		専ら歩行者の通行の用に供する公共用歩廊で、地階を除く階数が2以下のものについては、この限りでない。
	建築物の高さの最高限度	<p>(1) 淀娯楽・レクリエーション地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてA-1区域として区分された区域 35メートル</p> <p>(2) 淀娯楽・レクリエーション地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてA-2区域として区分された区域 20メートル</p> <p>(3) 淀娯楽・レクリエーション地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてA-3区域として区分された区域 15メートル</p> <p>(4) 淀娯楽・レクリエーション地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてA-4区域として区分された区域 10メートル</p>

別表第2 京都競馬場B地区の項中「京都競馬場B地区」を「淀娯楽・レクリエーションB地区」に改め、同表備考16中「及び京都大学桂キャンパスA-2地区の項」を「、京都大学桂キャンパスA-2地区の項」に改め、「京都大学桂キャンパスB-3地区の項まで」の右に「及び淀娯楽・レクリエーションA地区の項」を、「部分に限る。）」の右に「及び淀娯楽・レクリエーションA地区の項（建築物の高さの最高限度に関する部分のうち第2号から第4号までに掲げる区域の部分に限る。）」を、「を除く。）」の右に「及び淀娯楽・レクリエーションA地区の項（建築物の高さの最高限度に関する部分のうち第1号に掲げる区域の部分に限る。）」を加える。

第2条 京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2 東九条西山王町地区の項中

10分の8 (角敷地等内にある建築物にあっては、10分の9)。ただし、法第53条第5項各号 (第1号にあっては、同条第6項の規定により適用される場合を含む。) のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

を

10分の8 (第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては10分の9、第1号及び第2号に該当する建築物にあっては10分の10)。ただし、法第53条第6項各号 (同項第1号にあっては、同条第7項の規定により適用される場合を含む。) のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

に改め、同表備考17中「14」を

- (1) 準防火地域内にある耐火建築物等又は準耐火建築物等
- (2) 角敷地等内にある建築物

「16」に改め、同備考17を同備考19とし、同備考16中「14」を「16」に改め、同備考16を同備考18とし、同備考15中「14」を「16」に改め、同備考中15を17とし、14を16とし、13を15とし、12を14とし、11を13とし、10を12とし、9を11とし、8を10とし、7を9とし、6を8とし、5を7とし、4を6とし、3を5とし、2を4とし、1を3とし、同備考3の前に次のように加える。

- 1 「耐火建築物等」とは、法第53条第3項第1号イに規定する耐火建築物等をいう。
- 2 「準耐火建築物等」とは、法第53条第3項第1号ロに規定する準耐火建築物等をいう。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は市規則で定める日から施行する。

提案理由

東九条西山王町地区地区計画及び京都競馬場地区地区計画の変更に伴い、新たに地区整備計画に定められた建築物に関する制限を定める等の必要があるので提案する。